

野々市市人権教育・啓発に関する 行動計画（案）

野々市市の将来都市像
「人の和で 樁十徳 生きるまち」
を目指して

平成30年4月
野々市市

目 次

第1章 行動計画策定の基本的な考え方	3
1 計画策定の趣旨	
2 計画の目標	
第2章 人権を取り巻く状況	4
1 世界の動き	
2 日本の動き	
3 石川県の動き	
第3章 人権教育・啓発事業の推進	6
1 人権教育・人権啓発のあり方	
2 施策の方向	
第4章 配慮すべき人権問題	9
1 女性の人権（男女共同参画の推進）	
2 子どもの人権	
3 高齢者の人権	
4 障害を理由とする偏見や差別	
5 同和問題に関する偏見や差別	
6 外国人の人権	
7 HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別	
8 インターネットを悪用した人権侵害	
9 さまざまな人権問題	
第5章 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発	14
1 市職員	
2 教職員・社会教育関係者	
3 消防職員・医療・保健・福祉関係者	
4 マスメディア関係者	
第6章 人権施策の推進に向けて	15
1 地域コミュニティや市民活動団体との協働	
2 国・県等との連携・協力	
3 庁内の推進体制	
4 行動計画の見直し	
第7章 資料編	16
世界人権宣言	
日本国憲法（抄）	
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
人権問題の相談窓口	18

第1章 行動計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

基本的人権の尊重は、日本国憲法の最も重要な理念の一つとして、第11条に「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と明記されています。

しかしながら、近年のめまぐるしい情勢変化や、社会構造の複雑化、価値観の多様化などの中で、さまざまな人権問題が生じています。

人権の尊重・擁護、差別のない社会の実現のためには、人権問題を正しい認識・理解のもとに自らの課題として取り組み、人権教育・啓発の重要性を認識し、積極的に取り組んでいく必要があります。

本市は、これまで国や県と連携を図りながら人権教育・人権啓発を推進してまいりましたが、より一層効果的な取り組みが求められており、今後も国や県の計画に沿いながら本市の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を明らかにするため、本計画を策定するものです。

2 計画の目標

本市では、市民憲章の中に、「勤労を尊び、感謝と奉仕の心で温かいまちづくり」、さらに、「秩序を守り、笑顔でふれ合う和やかなまちづくり」を掲げています。

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見をなくし、差別を受けた人の痛みや、見えない差別に苦しむ人のつらさをお互いに共感できるような思いやりの心をはぐくみ、その実現をめざして、人権教育・啓発を推進します。

また、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現を目標とします。

第2章 人権を取り巻く状況

1 世界の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和23年（1948年）の第3回総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されて以降、これを実効あるものにするため、数多くの人権に関する規約、条約が採択され、解決すべき重要なテーマごとに、種々の目標を定めて世界中にその普及と協調行動を提唱し、人権が尊重される世界の実現に向けて取り組んできました。

平成6年（1994年）の第49回総会では、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、平成7年（1995年）から10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、世界各国に人権教育に積極的に取り組むよう行動計画を示し、人権教育を通じて人権文化を世界に築くための取り組みを展開してきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

その後、平成16年（2004年）12月の第59回国連総会において、世界的規模で人権教育を更に発展させるために、平成17年（2005年）1月1日から開始される「人権教育のための世界計画」を宣言する決議が採択されました。この計画では、第1段階（2005年～2009年）においては初等中等教育への人権教育、第2段階（2010年～2014年）においては高等教育における人権教育に、第3段階（2015年～2019年）においてはジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた取り組みが進められています。

2 日本の動き

我が国では、第二次世界大戦終了後の昭和21年（1946年）「国民主権」、「平和主義」とともに、「基本的人権」をその基本原理とする日本国憲法を公布し、昭和31年（1956年）には国連に加盟しました。

そして、国際社会の一員として今日までに「国際人権規約」を始め人権関連の諸条約を締結するとともに、国連が提唱する多くの国際年に取り組み、さらに、これらの趣旨に基づいて関係の国内法を整備するなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための各種施策を推進してきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申に基づいて、昭和44年（1969年）以降その解決に向け、同和对策事業特別措置法などの法律が制定され、同和問題の早期解決に向けた特別対策が実施されてきました。

平成7年(1995年)には、国連決議を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。

平成11年(1999年)7月、人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣(現文部科学大臣)及び総務庁長官(現総務大臣)に対して行い、平成12年(2000年)には「人権教育及び人権啓発に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を明記するとともに、これを総合的かつ計画的に推進するため、平成14年(2002年)3月、同法に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が示されました。

この基本計画に基づき、文部科学省は調査研究会議を設置し、学校教育における人権教育の指導方法等の在り方について調査研究を進め、平成16年(2004年)の第一次とりまとめ、平成18年(2006年)の第二次とりまとめを経て、平成20年(2008年)に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表しました。

その後、基本計画には、平成23年(2011年)4月に「北朝鮮当局による拉致被害問題等」に関する事項が追加され、更に、同年12月の中央防災会議において、災害時の人権尊重への配慮の観点から、防災基本計画の見直しが行なわれました。

3 石川県の動き

石川県では、国内行動計画に示された人権教育の基本的な考え方に沿って、「県民が人権の意識やその重要性について、十分認識し、人権尊重が当たり前となる社会が築かれるよう、人権教育を推進していくため」、平成12(2000)年3月に、「人権教育のための国連10年石川県行動計画」を策定し、人権教育・啓発の一層の推進が図られてきました。

上記計画を受け継ぐものとして、平成15年(2003)年に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、平成17(2005)年に「石川県人権教育・啓発行動計画」が策定されました。

また、平成27年(2015年)3月には、社会的環境の変化を踏まえ、平成25年(2013)年に「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、「石川県人権教育・啓発行動計画」が改定され、人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされました。

第3章 人権教育・啓発事業の推進

1 人権教育・人権啓発のあり方

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」を意味します。

人権教育・啓発にあたっては、日常生活における人権への配慮が、その態度や行動に現れるような人権感覚が、十分に身につくようにしていくことが重要であり、市民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努める必要があります。

このため、市民の主体的な参加を促進するとともに、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場を通じて、対象者の発達段階に応じながら、人権教育・啓発を実施することが重要と考え、市民が参加しやすい講演会や研修会、イベントを実施するなど多様な生涯学習の学習機会を提供する必要があります。

また、普遍的な人権尊重の理念を訴えかけるほかに、具体的な人権課題に即し、地域の実情等を踏まえた、親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫を行うほか、職場、学校、地域での自主的な学習を支援するため、資料提供を行うことが必要です。

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、押しつけにならないように十分留意する必要があります。

さらに、講座やイベントの参加者からの意見・感想の集約等を通じて、実践に対する評価を行い、今後の取り組みに反映させることが必要です。

2 施策の方向

(1) 人権教育・啓発の推進における基本的な視点

① 人権の共存の心を育む人権教育・啓発の実施

市民一人ひとりが、社会の一員として、それぞれの個性や違いを尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、また、支え合いながら共に生きる社会を構築していくため、共存の心の育成を推進していきます。

② 生涯を通じた人権教育・啓発の実施

市民が生活のあらゆる場面において、人間尊重の心を育み、人権問題について学習できるよう、人権教育・啓発を生涯を通じた課題としてとらえ、対象者の発達段階に応じながら、市民の学習活動を効果的に支援し、また推進していきます。

③ 連携と協働による多様な機会の提供

人権問題がますます複雑化、多様化する傾向の中で、家庭、学校、保育園、認定こども園、幼稚園、地域の組織への働きかけ、行政と各種団体が連携・協働し、多様な場と機会を通じて人権教育・啓発を推進します。

(2) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

① 学校・保育園・認定こども園・幼稚園における人権教育

学校・保育園・認定こども園・幼稚園においては、一人ひとりを大切にされた教育を推進する観点から、幼児児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体の中に人権尊重の視点を取り入れた教育内容を創造するなど、人権尊重の精神を高める教育や啓発を推進します。

人権尊重意識を高め、日常生活の中の不合理を敏感に感じ取る感性や、人権課題に対する偏見や差別を解消していく意欲と実践力を持った子どもを育成するため、多様な教育実践の推進や啓発に努めます。

② 地域社会における人権教育・啓発

差別のない社会の実現のためには、地域社会の中で、市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、知識や理解のみにとどまらず人権尊重の精神を日常生活の習慣として身につけ行動することが求められます。

中核的施設である地区公民館や地域コミュニティセンター、文化会館、児童館など地域に密着した施設を活用し、身近な課題や地域の実情に合わせて設定したテーマによる人権に関する映画会や講演会を開催するなど、幅広い市民の学習機会の提供に努めます。

また、町内会をはじめ地域のさまざまな分野で活動している個人や団体が連携して活動できるように、学校、家庭、地域社会が一体となって、人権教育・啓発の推進を図れるよう支援を行います。

③ 家庭における人権教育・啓発

家庭は、幼児期における自尊感情の育成や、子どもの成長過程における人権意識の形成のための重要な場であるが、家庭での日常生活においては、時として誤った認識が家族全員に浸透したり、親の差別意識が子どもに影響を与えたりする場合もあることから、人権教育・啓発の重要な場と考えられます。

そのため、保護者に対する学習機会の支援や、家族みんなで参加できるイベント、各種メディアを通じての広報など家庭に対する支援に努めます。

また、家庭において問題となっている児童虐待やドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害のある方の介護問題など人権教育と関わりの深い問題に対する相談窓口との連携と、保護者等に対する子育ての不安や悩みについての相談窓口との連携等を図ります。

④ 企業・職場における人権教育・啓発

人権が尊重された明るい職場づくりのために、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を許さない環境づくり、えせ同和行為の排除などを進める必要があることから、事業所等は、個々の実情や方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に人権啓発活動を展開することが必要です。

また、事業所の規模等に応じて人権啓発のための運営体制を構築することも重要です。

このため、事業者等に対しては、人権に関する啓発資料の提供を通じ、人権啓発活動が充実するよう支援に努めます。

(3) 主な活動内容

- ① 相談窓口、人権週間、人権に関するお知らせ（ポスター、チラシ、人・人・人の冊子等）の掲示・配布・周知（学校、公民館、社会福祉協議会、民生児童委員、連合町内会、各施設等と連携）
- ② 人権擁護委員の啓発活動への支援（人権の花運動、やさしい人権のお話と読み聞かせ会、SOSミニレターの配付・設置協力依頼や人権作文コンテストへの応募依頼のため市内小学校・中学校・特別支援学校訪問、市民団体行事や企業行事を利用した街頭啓発活動と特設相談会、人権擁護委員への研修会開催）
- ③ 市民への人権擁護啓発媒体として有効な、市の広報誌、フェイスブック、ホームページ、またFMラジオ、新聞等によるさまざまな情報の発信
- ④ 市民なんでも相談の実施（人権擁護委員、行政相談委員連携）
- ⑤ 心配ごと相談の実施（社会福祉協議会、包括支援センター、教育センター等）
- ⑥ 人権啓発映画会開催
- ⑦ のぼり旗・パネルの掲示（啓発活動時）
- ⑧ 寿大学校での人権講座の開催（県と公民館との連携）
- ⑨ 人権啓発フェスティバル・人権啓発講演会の開催（県、法務局、石川県人権擁護委員連合会、近隣市と連携）
- ⑩ 国際交流事業、多文化共生社会推進事業の実施
- ⑪ 男女共同参画啓発講演会の実施
- ⑫ 配偶者等からの暴力(DV)は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを広く周知し、暴力を許さないという意識を社会全体で醸成するため、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」であるパープルリボンキャンペーンの実施（ツリーの設置、男女共同参画推進員による街頭啓発、オレンジリボンキャンペーンと連携）
- ⑬ 上記の他、必要と思われる活動を実施

第4章 配慮すべき人権問題

1 女性の人権（男女共同参画の推進）

（1）現状と課題

セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）、家庭や職場における男女差別、配偶者・パートナーからの暴力などは人権問題であり、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

（2）施策の方向

- ① 性別による固定的な役割分担を背景とした差別意識の改革に向けた男女共同参画への意識改革を推進します。
- ② 職場・家庭・地域において男女が個性と能力を発揮できる社会の実現を推進します。
- ③ 仕事と家庭の調和、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
- ④ 配偶者及びパートナー等からの暴力の根絶への取り組みを推進し、女性の人権と身体が守られる社会づくりを目指します。
- ⑤ 国際社会を視野に入れた男女共同参画を推進します。

2 子どもの人権

（1）現状と課題

地域社会や地縁的な繋がりが希薄化し、人間関係づくりが十分にできず、心の居場所が見いだせない子がみられ、いじめや不登校が生じています。また、家庭の教育力低下により、児童虐待などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、子どもたちは、次代を担う存在であり、子どもが健やかに成長できるように地域社会全体で支え、見守っていくことが必要です。

（2）施策の方向

- ① 人権を大切に育てる心を育てる教育・啓発を推進します。
- ② 地域協力による子どもの健全育成を推進します。
- ③ 児童虐待・いじめ・体罰等の防止など、子どもの人権の尊重を推進します。
- ④ 問題解決にあたり、関係機関とより一層連携を図り、カウンセリングなどの支援を行います。

3 高齢者の人権

（1）現状と課題

我が国では、生活環境の向上、食生活・栄養状態の向上、医療技術の進歩等により平均寿命が延伸しています。急激な高齢化が進むことにより、高齢者夫婦のみの

世帯、一人暮らし高齢者や寝たきりや認知症などによる要介護状態の高齢者など、社会的な支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。一方、高齢者が働ける能力を発揮する機会が少ないほか、介護施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が懸念され、高齢者が生き生きと暮らせる社会にするためには、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て高齢社会に関する理解を深める教育・啓発を推進します。
- ② 高齢者の社会参加を促進します。
- ③ 介護等に関する相談窓口と連携し、高齢者虐待防止など、高齢者の権利擁護を推進します。
- ④ 建築物、公共交通及び情報等の高齢者に対する物理的・心理的な障害の除去（バリアフリー化）に向けて普及啓発を推進します。

4 障害を理由とする偏見や差別

(1) 現状と課題

我が国では、障害のある方に関する法律の整備が進められ、物理的な障壁の解消とともに、障害のある方に対する一般の人々の認識と理解が徐々に深まっています。しかしながら、障害のある方が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されるなどの人権問題がなくなったわけではありません。障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の推進によって、共生社会を実現するため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 障害と障害のある方について正しい理解を深める教育・啓発を推進します。
- ② 障害のある方の社会参加を促進します。
- ③ 障害のある方に関する相談窓口と連携し、障害者虐待防止など障害のある方の権利擁護を推進します。
- ④ 建築物、公共交通及び情報等の障害のある方に対する物理的・心理的な障害の除去（バリアフリー化）に向けて普及啓発を推進します。

5 同和問題に関する偏見や差別

(1) 現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、日本国憲法により保障された基本的人権が侵害されているという、深刻で重大な社会問題です。同和問題に関する理解は進んできたものの、結婚における差別、差別発言などの偏見や差別意識が存在しています。平成28年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されましたが、啓発に

より新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 差別意識解消に向けた人権教育・啓発を推進します。
- ② 公正な採用選考システムを支援します。
- ③ えせ同和行為の排除に向けた啓発を推進します。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、平成28年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」が施行されました。外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 外国人に対する差別意識の解消に向けた啓発活動を推進します。
- ② 多文化共生社会を推進します。
- ③ 多様な国際交流を促進します。

7 HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別

(1) 現状と課題

感染症はこれまで長い間隔離政策により社会的に防衛することで対処されてきました。エイズ、ハンセン病等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場などの社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権侵害につながるということがないよう、感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年施行）では、感染の予防と医療の提供を車の車輪として位置付けるとともに、あらゆる感染症患者やその家族等に対する偏見や差別の解消及び人権の尊重が法の理念とされています。性の低年齢化、開放化、無防備化が進み、青少年層にHIV感染が広まる環境が醸成しつつある現状を踏まえ、感染症に関する正しい知識の普及啓発を推進し、人々の理解を深めるよう努めます。

8 インターネットを悪用した人権侵害

(1) 現状と課題

現在、インターネットは私たちの日常生活の中にも大きく入り込んでおり、子どもから高齢者までパソコンや携帯電話等の情報機器を通じて幅広く利用されています。インターネットは利用者に大きな利便性をもたらす一方で、匿名掲示板等において他人への誹謗中傷、他人の個人情報勝手に公開する、差別を助長する表現の使用など、重大な人権侵害に関する問題が多数発生する原因にもなっています。

特に近年は画像の流出・拡散が問題となるなど、インターネットの匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が、スマートフォンや携帯電話の普及ともあいまって、青少年を中心に発生しています。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① ネットいじめ等の人権侵害を防止するため、相談窓口の情報提供などに努めます。
- ② 小中学校等において、情報モラル教育を推進します。

9 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

① アイヌの人々に対する偏見や差別

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

② 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

③ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意志と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

④ 北朝鮮当局による人権侵害問題

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑤ ホームレスに対する偏見や差別

ホームレスの自立を図るためのさまざまな取り組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑥ 性的指向を理由とする偏見や差別

同性愛者など性的指向に関する少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑦ 性自認を理由とする偏見や差別

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性自認に関する少数派の人々に対する偏見や差別が存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑧ 人身取引

売春させて搾取するなどの性的搾取、強制労働や臓器の摘出等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、我が国においても刑法の人身売買罪などに当たる重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑨ 東日本大震災に起因する偏見や差別

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が避難先のホテルで宿泊を拒否されたり、子どもがいじめられたりするなど、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的扱いを受けるなどの東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人ひとりが震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ① 上記①から⑨の他にも、私たちの社会にはさまざまな人権問題が存在しており、また今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があります。これらは、偏見や差別、中傷やうわさなどに起因しており、それを日常生活の中で安易に受け入れる意識や態度が、差別を助長する一因と考えられます。固定的な先入観を排除し、市民の一人ひとりがさまざまな状況で人権が脅かされていることを認識し、人権問題について正しい知識と理解を深め、偏見をなくし共に生きる立場から、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けた人権教育・啓発を推進します。

第5章 特定の職業に従事する人に対する人権教育・啓発

1 市職員

市職員は、全体の奉仕者としての使命と、常に日本国憲法に定める基本的人権の尊重などに配慮しながら業務にあたることが求められています。

このため、職員一人ひとりが人権を尊重した行政の担い手として、各分野において人権が尊重される社会の実現に向け、効果的な研修に努め、人権尊重の視点に立った職務の遂行と市民サービスの向上を図ります。

2 教職員・社会教育関係者

人権を尊重した学校教育の果たす役割は大きく、学校、幼稚園、保育園など教育に携わる教職員及び保育士は子どもたちの人権を守り、人権意識を育む教育を推進する使命を持っています。特に、学校における人権教育を推進するためには、教育活動に携わるすべての者が自らの生き方にかかわる課題として、豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。

教職員一人ひとりが豊かな人権意識を身につけられるよう、研修・啓発を行うことにより子どもたちへの人権教育を効果的に進めるための指導力の向上を図るとともに、学校における人権教育を積極的に支援します。

また、社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員は、地域での指導者として、さまざまな人権問題に関する理解と認識を深め、指導力を発揮して人権問題の解決に資することができるよう、研修や自己啓発を通じて資質と指導力の向上に努めます。

3 消防職員・医療・保健・福祉関係者

消防職員・医療・保健・福祉関係者は、市民の生命、身体を守る役割を担っており、人命・人権の尊重、また、プライバシーの保護に配慮するなどの個人の人権擁護の立場に立った行動が必要であることから、関係機関等へ人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育・啓発の実施を支援します。

4 マスメディア関係者

新聞、テレビ等のマスメディア関係者においては、人権問題に関する掲載など、人権意識の高揚に大きな役割を果たすとともに、人権を尊重する社会の形成に大きな影響力を持つことから、人権尊重のための自主的な取り組みが行われるよう働きかけます。

第6章 人権施策の推進に向けて

1 地域コミュニティや市民活動団体との協働

人権教育・啓発は、本来社会を構成する人々の相互の間で自発的に取り組まれるべきものであり、行政のみの事業展開には限界があります。

人権教育・啓発の推進においても、地域コミュニティや市民活動団体がその担い手として重要な役割を果たしていくことが期待されることから、それぞれの役割や立場を尊重しつつ、協働の推進に努めます。

2 国・県等との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のため、国や石川県、民間団体や企業等との連携・協力を図り、金沢地方法務局等で構成する「石川県人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。

また、マスメディアについては、市民の意識形成に大きな影響を及ぼすことから、市の広報誌、フェイスブック、ホームページ、またはFMラジオ、新聞等の各種媒体を通じての情報提供に努めるなど、積極的に連携し活用していきます。

さらに、保健・医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者など人権に関わりの深い特定の職業に従事する者についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取組の充実が図られるよう、情報の提供等の協力を努めます。

3 庁内の推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、庁内各課との連携した取組を進めます。

また、職員が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、常に人権尊重の精神に立って職務を遂行できるよう研修会への参加を推進します。

4 行動計画の見直し

本市の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の現状等について把握するよう努めるとともに、国・県の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要な場合、それを行っていきます。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会で採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の両親を踏みじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的な措置によって確保することに努力するように、すべての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と両親とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権宣言に下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人間的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。全ての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、事故の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、事故の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、当地の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と事故の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに、失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会保障を受ける。

第 26 条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は、人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び化学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事

項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地上公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

人権問題の相談窓口

電話相談

- 人権についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ナビダイヤル 0570-003-110 ゼロゼロみんなのひやくとおぼん

- 学校でのいじめ、虐待など子どもに関する相談はこちら

子どもの人権110番 フリーダイヤル 0120-007-110 ゼロゼロナナのひやくとおぼん

- 職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権ホットライン ナビダイヤル 0570-070-810 ゼロナゼロのハートライン

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分

※ 電話をかけた最寄りの法務局につながります。PHS、一部のIP電話等からは次の電話番号でお願いします。金沢地方法務局 電話076-292-7808

窓口相談

市役所 毎月第1火曜日（一部例外あり）午後1時から4時

会場：情報交流館カメラア

（5月は連休明けの第2火曜日、6月は人権擁護委員の日の1日、12月は人権週間、1月は10日前後の火曜日に実施。日程・場所は広報野々市おしらせ版に掲載。）

発行：野々市市企画振興部市民協働課
発行年月：平成30（2018）年4月
〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地
TEL：076-227-6040 FAX：076-227-6259